台湾オンライン広告宣伝事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

令和８年８月の富山・台北定期便の再開を契機とし、台湾における本県の認知度向上と更なる誘客促進を図るため、台湾において本県の魅力を発信するオンライン広告を実施する。

２　委託業務名

台湾オンライン広告宣伝事業業務

３　主な業務内容

別添「台湾オンライン広告宣伝事業業務委託仕様書」のとおり（以下「別紙仕様書」という。）

４　委託契約期間

契約の日から令和９年３月31日まで

５　委託上限額

金4,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※なお、この上限額とは別に契約手続きの中で予定価格を設定する。

６　プロポーザル参加資格要件

次に掲げる全ての項目を満たしている者とする。

（１）提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。

（２）プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。

（３）宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。

（４）次のいずれにも該当しないこと。

ア　取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員また　はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２　号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ　取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または　第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用した等と認められる者

エ　取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便　宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関

与したと認められる者

オ　取締役等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ　取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当　に利用していると認められる者

キ　参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役　員、株式会社にあっては取締役、公益法人にあっては理事、その他の法人等にあってはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後２年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

ク　参加者が破産者で復権を得ないものまたは会社更生法（平成14年法律　第154 号）に基づく更生手続き中若しくは民事再生法（平成11年法律第225 号）に基づく再生手続中の者

ケ　参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年　法律第77号）第２条第２号から第４号までまたは第６号の規定に該当する者

コ　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第122号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第４項に規定する接待飲食業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業またはこれらに類する業を営む者

サ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律　第147 号）第５条第１項に規定する観察処分を受けている者

シ　県税を滞納している者

ス　民法（明治29年法律第89号）第20条第１項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人または未成年者）

セ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けるこ　とがなくなった日から起算して５年を経過しない者

７　プロポーザルの参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、令和８年 11 月 25 日（水）17 時（必着）までに「参加申込書」（様式１）を電子メールで提出すること（必ず電話で着信確認すること）。

提出先　　富山県観光推進局観光振興室国際観光課
E-mail：ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

８　プロポーザルに関する質問

プロポーザルに関して質問がある場合、令和８年 11 月 25 日（水）17 時（必着）までに、「質問票」（様式２）を電子メールにより提出すること（必ず電話で着信確認すること）。

提出先　　富山県観光推進局観光振興室国際観光課
E-mail：ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

その他

・評価基準の配点に関する質問、他の応募者に関する質問、その他本プロポーザルに関係のない質問は受け付けないものとする。

・質問に対する回答は、原則として令和８年 11 月 27 日（金）までに富山県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）に掲載する。

９　企画提案書の提出

本プロポーザルの参加を申し込んだ者は、次のとおり企画提案書等を電子メールにより提出すること（必ず電話で着信確認すること）。

（１）提出期限

令和８年12月１日（火）17時（必着）

（２）提出先

富山県観光推進局観光振興室国際観光課

E-mail：ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp

（３）提出書類

①会社の組織体制等（任意様式）

※別紙の参考様式３－１、３－２、３－３を用いても可

ア　会社の業務概要

イ　検討業務等を進めるための社内の実施体制及び配置担当者等

ウ　過去の類似業務の実績（国や地方自治体のものを中心に）

②企画提案書（任意様式、Ａ４版で最大10ページ程度）

ア　別紙仕様書に示す業務内容に対する企画提案

イ　追加可能な企画など、独自要素も提案すること。

③経費見積書（任意様式、Ａ４縦で１ページ以内（片面１枚））

ア　本委託業務を履行するための一切の経費を算出し、見積書を提出すること。

イ　上記５の委託上限額の範囲で作成すること。

ウ　本事業に係る経費とは別に、翌年度以降の管理・運用に係る経費があれば明記すること。

10　審査

（１）　審査方法

企画提案書等の内容を書面により審査し、事業の実施に適切な参加者を契約候補者として採用する。なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合がある。

（２）　審査基準

別紙「提案書評価基準」のとおり

（３）　結果通知

参加者に対して審査結果を書面にて通知し、契約候補者の名称等を富山県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）に掲載する。

なお、審査結果に対する異議申し立てはできないものとする。

（４） 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合

② 他の参加者と企画提案の内容について相談を行ったことが判明した場合

③ 審査員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めるなど、評価の公平性に影響を与える行為があった場合

④ その他、本実施要領に違反する行為があった場合

11 その他

（１）企画提案書作成等のプロポーザル参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。

（２）契約候補者とは、仕様書の内容を別途協議のうえ、契約を締結する。ただし、必要な契約条件に合致しない場合、契約締結を行わない場合があり、この場合、次点の者と契約締結について協議するものとする。

（３）委託料には、雇用者等の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。

（４）委託業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、委託業務終了後も同様とする。

（５）業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、富山県に属するものとする。

（６）参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。

12 実施スケジュール

（１）プロポーザル参加申込締切	令和８年11月25日（水）17時
（２）プロポーザル質問書提出締切	11月25日（水）17時
（３）プロポーザル企画提案書等提出期限	12月１日（火）17時
（４）書面審査	12月上旬
（５）審査結果通知、契約候補者決定	12月上旬
（６）契約日	12月中旬

13 提出・問合せ先

富山県観光推進局観光振興室国際観光課　眞嶋

〒930-8501　富山県富山市新総曲輪１番７号

TEL：076-444-8752

E-mail: ml-kokusaikanko@pref.toyama.lg.jp